

指定医療機関へのお知らせ

① 指定難病特定医療受給者証について

指定難病として認定された方に交付しています。
現在交付している受給者証の有効期間は下記のとおりです。

公費負担者番号	有効期間
54296017（紫色の受給者証）	令和2年9月30日まで
54296025（緑色の受給者証）	または令和3年9月30日まで

※生活保護世帯の方

- ・難病法に規定された指定医療機関で使用することができます。
- ・複数疾患をお持ちの方も、受給者番号は1つです。
- ・認定された疾病または当該疾病に付随して発現する傷病にかかる医療が公費助成の対象です。

※受給者証は、毎月初診時に提示を求め、受給内容の確認をお願いします。

○所得区分の取扱いについて

難病の高額療養費の所得区分については、受給者証の「適用区分」欄に記載されている区分により請求いただくことになっています。ただし、現在有効な限度額適用認定証を提出している者は、その所得区分により請求してください。

○階層区分について

「階層区分」には54公費の自己負担限度額の区分を記載しています。
医療保険の所得区分（適用区分）とは異なりますのでご注意ください。

② 自己負担上限額管理票について

- ・受給者証を交付した方に「自己負担上限額管理票」を同時に交付しています。
- ・受診の際は、必ずその診療月毎にかかった医療費についてご記入ください。
- ・自己負担上限額に達した後や、生活保護受給者についても医療費総額を記入してください。
- ・詳しい記載方法は、県のホームページ（<http://www.pref.nara.jp/5264.htm>）をご覧ください。

③ 窓口での取り扱いについて

- ・受診の際は、必ず医療保険証とあわせて、「特定医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」を確認してください。（生活保護受給者の場合は、生活保護受給が継続しているかどうか必ず確認してください。）
- ・月額自己負担上限額は、入院・外来の区別なく、すべての医療機関、訪問看護事業所、薬局をあわせた上限額となります。
- ・患者負担割合は3割の方は2割になります。（2割、1割の方はそのままです）
- ・入院時の食費は全額自己負担です。（生活保護世帯は全額公費負担です）
※平成28年4月から一般所得者の入院時食事（生活）療養標準負担額が段階的に引き上げとなっておりますが、指定難病患者の食事（生活）療養標準負担額は据え置き（260円）となります。（食事（生活）療養標準負担額減額対象者はそれぞれ該当の負担額）

④ 医療費の償還払いについて

医療受給者証申請手続き中の医療費は、受給者証交付後、受給者の申請により、認定日に遡って県から償還払いを行います。